

岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度実施要綱

(平成 21 年 3 月 18 日制定、林第 747 号)
(一部改正 平成 29 年 3 月 21 日制定、林第 899 号)
(一部改正 令和 2 年 3 月 25 日制定、林第 819 号)
(一部改正 令和 5 年 3 月 14 日制定、林第 707 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、岡山県が進めている「企業との協働の森づくり事業」（以下「企業の森事業」という。）等社会貢献活動の一環として企業等が支援等をして整備した森林の二酸化炭素吸収量を気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、岡山県が独自の方法により評価・認証する制度を定めることにより、企業等による森林整備を促進し、もって地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 二酸化炭素森林吸収評価認証

企業等が企業の森事業等によって整備した森林により二酸化炭素吸収量を第 3 条の規定により評価、認証し、認証書を交付することをいう。

(2) 企業等

法人格を有する企業のほか、知事が適当と認める団体をいう。

(3) 森 林

次に掲げるもので、県内に存し、開発行為等の土地の改変が行われる予定がないものをいう。ただし、主として農地、住宅地、公園、工業地、道路又はこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木を除く。

ア 木が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木

イ 前号の土地の外、木の集団的な生育に供される土地

(4) 森林の整備

前項の森林において、企業等が自主的な活動として実施又は支援した植栽、下刈り、除伐、間伐及び枝打ちとし、森林整備の基準（別表）を満たし、健全な森林の成立が見込まれるものをいう。

(5) 二酸化炭素森林吸収評価認証の区分

ア 実践型

企業等が社員等の参加により、自ら森林整備を行った場合をいう。

イ 支援型

企業等が森林整備を行うための費用や物資を提供した場合（森林組合等に森林の整備を専ら委託して実施した場合を含む。）をいう。

(認証の手順)

第 3 条 二酸化炭素森林吸収評価認証（以下認証という。）を受けようとする企業等は、認証申請書（様式第 1 号）に、実施した森林の整備の内容等を記載し、岡山県知事（以下「知事」という。）に提出する。

2 前項の申請は、同一区域（一体として取り扱う森林を包括する区域）で 2 年以内に実施した森林の整備について一括して行うことができる。

なお、一括して申請しようとするときは、森林整備の内容等を記載した実施状況報告書（様式第2号）を年度別に整備し、認証申請書に添付して報告する。

- 3 認証申請書の受付期間は年1回とし、原則として認証を受けようとする年度の4月1日から5月31日の間に提出しなければならない。
- 4 知事は、提出された認証申請書若しくは実施状況報告書及び添付書類の審査を行うとともに、必要に応じて別に定める岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度現地調査マニュアルの規定により整備を行った森林について現地調査を実施する。
- 5 知事は、現地調査の結果を報告書に取りまとめ、別に定める岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度評価基準の規定により認証申請若しくは実施状況報告に係る森林の二酸化炭素吸収量を算定し、認証台帳（様式第3号）を整備する。
- 6 知事は、認証しようとするときは、岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会（以下「委員会」という。）に算定した二酸化炭素吸収量及び認証の可否について意見を求める。
- 7 委員会は、県から意見を求められたら、別に定める岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度審査要領の規定により審査し、30日以内に知事に回答する。
- 8 知事は、委員会の意見を踏まえ、算定した二酸化炭素吸収量の数値等を記載の上、認証書（様式第4号）をすみやかに交付し、遅滞なく認証状況を県のホームページに掲載するとともに認証台帳を整備する。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

- 第4条 第3条第1項及び第2項の規定による申請（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた申請等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年3月23日制定）の規定を準用する。

（認証書の利用）

- 第5条 企業等は、認証書を社会貢献活動の証しとして広く広報活動に用いることができる。ただし、認証書に記載された二酸化炭素吸収量は、温室効果ガスの排出量取引等において、本件申請に係る森林の二酸化炭素吸収量の根拠となることを保証するものではない。

（その他）

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の意見を聴いて知事が別に定める。

附 則（平成21年 3月18日制定、林第747号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 5年4月1日から施行する。

別 表（第2条第4項関係）

森 林 整 備 の 基 準

1 植 栽

樹 種	植栽本数（1 haあたり）
スギ・ヒノキ	2,000本以上
アカマツ・クロマツ	3,000本以上
広 葉 樹	1,200本以上

大苗を植栽した場合は、成林が見込まれると知事が認める本数

2 下刈り

植栽木の成育を促進するための適切な作業配慮をもって、原則として雑草木を全面で刈り払ってあること。

3 除 伐

健全な森林の成立が見込まれること。

4 間伐

間伐率は、おおむね20%（本数率）以上であること。

5 枝打ち

平均打上幅は、おおむね1 m以上であること。

様式第1号（第3条第1項関係）

※整理番号は、空欄とすること

整理番号	—
------	---

年 月 日

岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証申請書

岡山県知事 殿

申請者 住 所
企業等名称
代表者氏名

整備した森林による二酸化炭素吸収量の認証を受けたいので、岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度実施要綱（平成21年3月18日制定、林第747号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請します。

別 紙

認証の区分	実践型 ・ 支援型					
森林の所有者						
森林の所在地						
活動の目的						
森林の概況 (整備前)	区分		樹種		林齢	
	状況等					
整備	時期	年月日～ 年月日				
	内容					
	面積	ha				
	施業実施者 ※支援型のみ記入					
参加者数	(社員：社員家族：その他) = 人 (: :)					
支援費用	千円 (使途の内訳 :)					

- 注1 「森林の概況」欄の区分は、人工林・天然林・無立木地・竹林の別とし、整備前の状況、問題点等を記入すること。
- 2 「整備」欄中、「内容」欄には、植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ちの区分別に、実施した内容（植栽樹種・本数、間伐本数、枝打ち本数等）を記入すること。
- 3 「整備」欄中、「面積」欄には、整備した面積（小数点以下第3位切り捨て）を「内容」欄に記載した区分ごとに記入すること。
- 4 支援型の場合、「整備」欄は支援先の実施状況を記入すること。
- 5 「参加者数」欄は、実践型の場合に記入すること。
- 6 「支援費用」欄は、支援型の場合に記入すること。
- 7 次に掲げる書類等を添付すること。
- (1) 図面（整備した森林の区域を示した地形図（縮尺：2,500分の1程度）又はこれに準ずるもの）、測量野帳データ（下刈りを除く）
- (2) 森林整備の実施前、実施中、実施後の写真（実施状況報告書添付時は不用）
- (3) 実施状況報告書（一括して認証申請するときに限る。）

様式第2号（第3条第2項関係）

岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証実施状況報告書

（ 年度実施分）

認証の区分	実践型 ・ 支援型					
森林の所有者						
森林の所在地						
活動の目的						
森林の概要 (整備前)	区分		樹種		林齢	
	状況等					
整備	時期	年月日～ 年月日				
	内容					
	面積	ha				
	施業実施者 ※支援型のみ記入					
参加者数	(社員：社員家族：その他) = 人 (: :)					
支援費用	千円 (使途の内訳 :)					

- 注1 「森林の概況」欄の区分は、人工林・天然林・無立木地・竹林の別とし、整備前の状況、問題点等を記入すること。
- 2 「整備」欄中、「内容」欄には、植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ちの区分別に、実施した内容（植栽樹種・本数、間伐本数、枝打ち本数等）を記入すること。
- 3 「整備」欄中、「面積」欄には、整備した面積（小数点以下第3位切り捨て）を「内容」欄に記載した区分ごとに記入すること。
- 4 支援型の場合、「整備」欄は支援先の実施状況を記入すること。
- 5 「参加者数」欄は、実践型の場合に記入すること。
- 6 「支援費用」欄は、支援型の場合に記入すること。
- 7 次に掲げる書類等を添付すること。
- (1) 図面（整備した森林の区域を示した地形図（縮尺：2,500分の1程度）又はこれに準ずるもの）、測量野帳データ（下刈りを除く）
 - (2) 森林整備の実施前、実施中、実施後の写真
 - (3) 一括して申請を行おうとする森林整備の全体計計画の概要